

上杉鷹山公とフリードリッヒ大王の農政 (一)

高 岡 熊 雄

農業は他の生産業に比すれば天然の影響を受けること頗る大なるが上に、之に従事する農民の性質は極めて保守的にして兎角舊慣を墨守し、傳説に囚はれ父祖傳來の法を堅く守りて容易に新たなしきに移るを知らず、又移るを好まざるものなれば、社會の要求するが如く又農民各自の欲するが如く、自由に農業の經營を改良し或は之が組織を變更することも亦頗る至難の業に屬し、農業界の改善を圖るを以て目的となす政策は一朝一夕に能く其の効果を奏する能はず、五年、十年、時としては十數年の後に之を俟たざる可からざることあり。故を以て國家が或る一種の農業政策を實施せんと欲せば、能く過去の歴史に鑑み、現在の狀況に照し合せ、且遠き將來を慮つて後ち始めて其の策を樹つ可きなり。而かも是れ國に依り又時代に依りて其の事情を異にするを以て、或る國に於て又は或る時代に於て良好なる効果を奏せし農業政策も、直に採つて以て他の國又は他の時代に之を適用して必ずしも同一の良果を奏すべきものにあらず。プツヘンベルグが「農業政策は各國特別に之を制定するときは其の結果は良好なりと雖も、若し之に反して各國殆んど同

一の制度を施行せんか、之に對する努力も其の効を擧ること少なし』云。 Je mehr sie (agrarpolitic) individualisiert, um so erfolgreicher, je mehr sie generalisiert, um so wirkungsloser wird ihr Bemühen bleiben. 論せしは能く此の間の事情を指摘せるものにして、農政當局者の座右の銘とするに足る至言と言はざる可らず。然りと雖も各國の農政史を研究するときは、吾人は又或は所を異にし或は時代に異にし、直接にも又間接にも相互の間に何等の關係なく何等の交渉なきにも拘はらず、農政當局者の採れる政策にして恰も符節を合する如きものあるを見る、而かも一二種の政策にあらず殆んど政策の全部に於て其の然るを有ることあり。是れ比較農政史の研究の必要にして且趣味多き所以なり。我が封建時代に於て明主と呼ばれし上杉鷹山公と普魯西王國の基礎を造れるフリードリッヒ大王の農政の如き其の一例なり。吾人は今兩治者の採りし政策を互に比較研究して以て之を證せん。

二

鷹山公上杉治憲は小學の兒童も能く熟知する如く、日向國高鍋藩主秋月種美の次男にして寶曆元年即ち西曆一七五一年に生る。即ち今を去ること百六十八年前なり。十歳のとき米澤藩主上杉重定の養子となり、明和四年歳十七歳にして襲封す。藩主の職に在ること十九ヶ年にして天明五年三十六歳のとき退隱して職を子治憲に譲りしと雖も尙常に藩政に關與し文政五年（西曆一八二

二年) 七十二歳を以て薨去せり。

當時我が帝國は如何なる状態に在りしやと云ふに、徳川家治及び家齊の將軍たりし時代にして、家康が徳川幕府の基礎を定めし以來長き歲月の間平穩無事なりし天下も、當時よりして次第に騷擾を極め。又外に在ては露西亞は北蝦夷を犯し英吉利は來つて互市を乞ひ、内外將に多事ならんとするの時代なり。

而して鷹山公の時代に於ける米澤藩の事情を見るに、元來上杉家の初代は上杉謙信にして越後國に於て廣大なる領地を有せしが、景勝の時代に封を會津に移されて百二十萬石となり、關ヶ原の役の後再び米澤に移封せられ其の祿高は四分の一に減じて三十萬石となれり、爲めに上杉家の財政は非常なる困難に陥れり。殊に上杉家が米澤藩に移りたる時會津に於ける藩士の總を伴ひ來りしを以て財政上の困難は一層甚しかりし。故を以て極めて嚴重に節約を守り質素を旨とし辛ふじて藩の體面を維持したりしなり。

其の後寛文四年幕府の高家吉良上野介の子綱憲來つて上杉家の養子となるや、祿は更に半減せられて十五萬石となれり。綱憲幼少にして自から藩政を見ること能はざりしを以て、父上野介來りて之が後見役となり萬事幕府の爲す制度に倣ひしかば、藩の財政は次第に膨脹し、祿は十五萬石に減せられしにも拘はらず、實際の支出は三十萬石の時代よりも却つて一層増加して收支相償は

ず、舊來の蓄財は盡く蕩盡し重器家寶の如きも典賣し、負債重なりて藩士に與ふべき祿にすら差支を生じ、藩の財政は非常なる困難の域に陥れり。其の後財政状態は少しも改善せられざりしのみか却つて年と共に益窮乏を告げ、藩内は疲弊し、田畑は荒廢に歸し、人口は減少し、之より約百年の後鷹山公襲封の時は困憊其の極に達し、慘憺たる狀況は實に目も當てられざりしと云ふ。

鷹山公の農政と比較研究せんと欲するフリードリッヒ大王は偶然にも公と殆んど同時代の人にして、公に先つこと僅に三十九年即ち一七二二年に生れ、一七四〇年二十八歳を以て位に即き、一七九六年に七十四歳を以て崩御し鷹山公と殆んど其の齡を等ふせり。大王出生の當時はブランドンブルグ選舉侯國が普魯西王國となりてより、年を経ること僅に十二ケ年目にして未だ歐洲に於ける一小國たるに過ぎざりき。嘗て十七世紀に起りたる三十年戦争（一六一八年―一六四八年）は主として此等の地方に行はれ、壯者は何れも皆劍を携へて戰場に出で、後に残れる老幼婦女子も軍需品の調達に多忙を極め、土地を耕耘するの餘裕なく、牛馬の如きも之を飼養するものなく、國土大に荒廢に歸したり。其の後の統治者は之が恢復に全力を注ぎ稍其の効果を奏しつゝ、ありしが、大王の時代に至りて戦亂屢起り、第一シユレジエン戦争（一七四〇―一七四二年）第二シユレジエン戦争（一七四四年―一七四五年）及び七年戦争（一七五六年―一七六三年）の如き何れも皆な主として王國內に行はれたり。爲めに國力益疲弊し、人口は減少して其の數僅に二百五十萬人

を算するに過ぎず。財政も頗る缺乏を告げ、當時盛んに研究せられしカメラル學の如きも重きを王侯の財政問題に置き、カメラリストはフヒスカリストなりとの稱ありしを以ても之を知るに足る。鷹山公と大王とは其の處を異にすと雖も殆んど時を同ふして出で而かも其の境遇の相類似せるもの多かりき。

三

鷹山公が年齢僅に十七歳を以て藩政困憊の極に達せる米澤藩の藩主の職に就くや一大決心を以て其の局に當りしや必せり。公は如何なる方針に基きて政治を行ひたるか。一般施政の方針は是れ又農政の方針たるなり。當時徳川幕府の採れる政治は専制政治に傾き、「朕は即ち國家なり」てふ主義に基けり。上の爲す所下之に倣ひ、各藩の施政何れも皆然らざるはなかりき。然るに鷹山公は此等一般の風潮と全く異なりたる指針の下に藩政を施行せんとせり。公が明和四年四月二十四日始めて藩主の職に就きし時咏せし歌は世に有名なるものにして最も能く公の意を現はせり。

うけつぎて國の司の身となれば

忘れまじきは民の父母

又同年八月公が江戸よりして内密に使を米澤に遣はし春日神社に奉りたる誓詞に曰く、

誓詞

一、文學壁書之通無怠慢相務可申候

二、武術石同斷

一、民ノ父母之語家督之御歌ニモ詠候得バ此事第一思惟可仕候

一、居上不驕即不危又惠而不費ト有之候語日夜相忘間敷候

一、言語不齊實對不正不耻無禮無之様候可申候

右以來堅和守可申候若怠慢於仕者認蒙神罰永可家運盡者也仍依件

明和丁亥八月朔日

上杉彌正大弼藤原治憲

敬白 花押

此の誓詞は當時何人も之を知るものなかりしが、慶應元年即ち明和四年を去ること九十九年の後春日神社火災に罹りし際始めて之を見出して世に知らるゝに至れり。元來神に誓を立つことは人生の重大問題にして、輕々しく之を行ふべきものにあらず又行ふ能はざるものなり。鷹山公が襲封以來非常なる決心を以て能く萬難を排除し、斷乎として其の所信を貫徹せんと努めたるは洵に故なきにあらざるなり。

後天明五年世子治廣に封を譲らんとするに當り、藩主の常に心得ふ可き條項として左の三ヶ條を示せり。曰く

一、國家ハ先祖ヨリ子孫ニ傳ヘ候國家ニシテ我私スベキ物ニ無之候

論說

上杉鷹山公とフリードリッヒ大王の農政

第九卷 (第四號)

二二三

四九七

一、人民ハ國家ニ屬シタルモノニシテ我私スベキモノニ無之候

一、國家人民ノ爲メニ立テル君ニシテ君ノ爲メニ立テル國家人民ニ無之候

此れ國家は人民を基礎となすべきものにして、國家人民有つて初めて君あり、君の爲めに國家あり人民あるものにあらざるの意を明にせるものなり。勿論公の所謂國家とは封建時代に於ける「國家中の國家」即ち藩を直接意味したるものにして、米澤藩主たるものは自己の利益を圖らず、藩民の福利を増進するを以て政策の第一義となさざる可からざるの意なり。封建時代に於ける君主としては實に達見の人と謂はざる可らず。

然らばフリードリッヒ大王の施政の主義は如何なりしか。吾人は鷹山公の夫れと酷似せる點あるを認む。王の有名なる詞に

國王は其の國の第一の從僕なり *Der König ist der erste Diener seines Staates.*

と云へり。大王の「第一の從僕」と鷹山公の「民の父母」とは、其の言ひ現はし方は異なれりと雖も其の意義は互に相一致せるにあらずや。

又一七七四年普大王の甥がツェルテンベルヒ國王の位に即きしとき、之を戒めて

王國は卿の爲めに存在するものにあらず。其の國に君主として卿の立つ所以のものは、國民の幸福安寧を擁護するに在るを思ひ、國民の幸福を先にし、己の安逸を後にすることを決して忘るゝ勿れ。

と云ひしは、先に述べたる鷹山公が嗣子治廣に與へたる訓戒と何ぞ相似たるの甚しきや。

鷹山公と云ひ普大王と云ひ、共に一國の君主たるものは國家及び人民の爲めに立てらるゝものなれば、國家及び人民の爲めに働くを以て施政の第一要義となさざる可らずとせり。斯くの如く政治に對する根本的觀念を等ふる彼等の施せる政策も、從つて亦同一の進路に向ひしもの少なからざりしは必然の數なり。勿論彼等の信せる政治上の要義は今日の學說より論すれば批難すべき點無きにしもあらずと雖も、之を是非するは本論文の旨意にあらず。

四

封建時代の政治は多くは所謂「由らしむべし、知らしむ可らず」てふ主義に則れり。然るに鷹山公は民の父母を以て自任するを以て、當時の米澤藩の疲弊を救濟し之が發展を圖らんとするには只藩主及び少數の爲政家の活動に依るのみにては決して其の目的を達する能はず、必ずや藩民上下心を一にし一大決心を以て之が難局に當らざる可らず。而して之が爲めには藩民をして能く藩内の實情を熟知せしむるの必要ありとし、財政の窮狀等を少しも陰蔽せず其儘之を公にし、以て廣く藩民に訴ふる所ありたり。又努めて廣く意見を徴し以て萬事を處決せんとし、郡奉行に對し執務上の注意を與へし事項中に於ても「百姓の口を塞がざること」を以て第一要件とし、「人民は郡奉行一人の意に服従せしむ可らず、千萬人の心を合せて一となす心得を以て事に従ふべし」

と諭せしが如き以て其の意ある所を窺ふに足る。斯くの如きは封建時代に於ては他に餘り多くの例を見ざる所なり。

其の他鷹山公の政治を行ふや、能く舊來の慣行制度等を調査し、現在の事情に照し合せ、遠き將來を慮つて後ち其の政策を樹てたり。而して一度其の策を定むるや自から他に先んじて之を實行し他をして之を倣はしむ。例之後章に述ぶるが如く開墾事業を奨励するに當り、古來行はれし籍田の禮に依りて自から先づ畝を手にし以て範を他に示せるが如き、或は又藩の經濟的實力を充實する消極的政策として大儉の令を下すや、公躬ら儉素を行ふべき一大決心をなし、從來藩公衣服食膳の仕切料千五百兩なりしを世子たりし時の額二百兩に節減し、食事を一汁一菜とし、着物の如きも絹布類を一切用ひず綿服のみを纏ひ、奥女中の數五十餘人なりしを減じて以て僅に九人となしたるが如き、如何に身を以て民を導きしか又如何に身を處せしかの一斑を知るに足る。

然らば普大王は如何。大王の祖父フリードリッヒ一世は頗る奢侈を極めたりと雖も、父フリードリッヒ、ウキルヘルム一世は全然祖父と其の性質を異にして寧ろ粗野に失し、位に即くや直に宮中に一大改革を行ひ、諸官を廢し人員を淘汰し、宮廷費及び政費の如き父王時代の五分の一に切詰めたり。

フリードリッヒ大王も亦父の感化を受け、身を處すること頗る簡にして、努めて宮廷の經費を

節約し、年額百二十萬ターレルなりしを減じて僅に二十萬ターレルとし、殘額は悉く之を貯へ、會計法を嚴にして收支を明にせり。一般國庫の財政に關しても同一の方針を採りしかば、大王の崩去の際には國庫に六七千萬ターレルの剩餘金ありしと云ふ。大王の使用せし卓子として今猶ボツツダム離宮に保存せるものを見るに、頗る粗末なるものにして今日我が官廳に於て普通官吏の使用するものと大差なし。大王は國家の政治は事大小となく身自から之を裁し、事實上行政機關の中心たり。常に國內を旅行して深く民情を洞察し、常に身を以て人を導き他をして之に倣はしめ、又努めて官吏をして管内を巡視せしめ、若し人民にして不平不滿あり又冀望あらば自由に直接國王に訴へ出でしむるの途を開ける等、大王と鷹山侯とは施政の方針及び活動の態度に於て互に相類似せる點頗る多し。

五

鷹山公は藩の經濟的實力を充實し十五萬石の小藩をして能く三十萬石の實力を有せしめんと欲し、前述せる如く消極的には極めて萬事に節約主義を實行せりと雖も、亦積極的には更に進んで産業の發展を圖れり。當時主要なる産業とは言ふ迄もなく農業なりしかば、鷹山公も農は國の本なりとの考へよりして、藩内農業の發展に全力を注ぎ、其の効果大に見るべきものありたり。然らば公の採りし農業政策とは如何なるものなりしぞ。勿論鷹山公の時代には我が國に於て經濟

學の如き組織立ちたる科學未だ起らずして、公が經濟學上の智識を缺き間々理論の誤謬に陥れるものありしと雖も、公の行ひたる農業政策を見るに、吾人が今日農業政策上重要な問題として講究する種々なる事項に能く注意を拂ひ、施設經營せる公の炯眼には敬意を表せざるを得ざるなり。公は農業的生産を擧るが爲め生産の要素たる土地、努力及び資本の三者に對して如何なる政策を實施せるや。吾人は先づ公の土地政策を窺ひ漸次他に及び以てフリードリッヒの大王の夫れと比較論評せん。

六

農業の基礎は土地に在り。土地を離れて農業無し。鷹山公時代の米澤藩は現今の山形縣置賜三郡より成り、四面皆な山岳を以て圍繞せられ平野甚だ少なし。鷹山公時代に於ける農耕地の面積は大凡幾何なりしか、之が調査資料を缺くを以て明かに知るを得ずと雖も、公の時代を去ること五十年前の享保四年の調査に依れば田畑の總面積一萬六千六百九十町歩なりしと云ふ。是れ藩の總面積に比較し僅に八、一％に過ぎずして、現時の北海道に比し稍優れるに過ぎざるが如き有様なり。享保以後明和年代に至るまで農耕地増加策として特に見るに足るべきもの無かりしかば、恐くは鷹山公の時代に於ける農耕地の面積も前陳せるものと餘り大なる差異なかりしならん。米澤藩は他藩との交通頗る不便にして、他よりして物資の供給を仰ぎ難かりしのみならず、各藩何

れも皆孤立して有無相通するなく、一般に自給自足を以て經濟政策の根本義と爲せし時代なりしかば、鷹山公も亦先づ藩内に於て利用し得可き土地は成る可く百利的に使用せんと欲し、土地の開墾と改良とに力を盡せり。當時藩の事業として直接關係せしもの多かりしと雖も、就中最も大規模に行はれ且最も成效せしものを黒井堰の開築と飯豊山の開墾との二大事業とす。

黒井堰とは事業を設計し且つ之が遂行の任に當りし黒井半四郎忠寄の功績を記念する爲めに命名せしものにして、藩の北方に在る北條郷の諸村は地味膏肥なりと雖も水利の便を缺ぎ兎角沾濁に苦み、良田も爲めに荒廢に歸せしもの尠なしとせず、鷹山公常に之を憂ひ黒井氏の設計を容れ、之が灌漑事業を遂行せしめたり。忠寄は藩の北方に在る松川の水を引て北條郷に灌漑せり。之が爲めに渠を設ること十五里餘、槽を架すること三十餘ヶ所、之に要せし人夫は十萬六千餘人、工匠一萬餘人の多きに及び、三十三ヶ村は爲めに灌漑の便を得て村民大に其の澤に浴せり。

飯豊山の開墾も亦忠寄の計畫なり。飯豊山は越後の國境に在る二高山にして其の兩側に白川と玉川とあり。玉川は越後の方に流れて溪流常に漲るも、米澤藩に入る白川は水寡くして下流は涸旱に苦めるを以て、山腹に約百間の隧道を穿ち玉川の水を白川に導きて以て灌漑の用に供せり。此が爲めに約二十ヶ年を要せし一大工事なりしが首尾能く成功せり。

黒井堰の開築と云ひ飯豊山の開墾と稱し、何れも皆な當時の學術進歩の程度と藩財政の情態と

に鑑みるべきは實に一大事業と謂はざる可らず。之が爲めに或は土地の生産力を増進し、或は新たに耕地を増加せしめし功や大なり。此等の事業に直接關與せしは黒井平四郎なりしと雖も、彼が事業に着手せし以前よりして鷹山公が廣く諸藩に於ける治水工事に關する調査を行ひ、種々計畫せる所ありたるは成功の一原因なりしなり、初め黒井氏の計畫に就ては反對の議論頗る露かりしかども、鷹山公は忠寄の性頗る清廉にして且つ勤勉なるを熟知するを以て、一度其の計畫を是認するや、萬事を忠寄に委ね何等干渉を加ふること無く、工事費の支出の如きも全然忠寄に一任せしを以て、如何なる工事に何程の經費を投入せしや後日に至り、更に之を知るに由なかりしと云ふ。

鷹山公は規模の稍大なる改良工事は藩の事業として自から之を行ひしが、尙個人或は團體を獎勵して努めて開墾事業を行はしめたり。之が爲めには

- 一、既に述べし如く籍田の禮に倣つて、公自から鋤を手にし他に模範を示せるが如き、
- 一、開墾事業を企つる爲め藩廳と交渉なすべきものあるときは、勉めて事業を簡易敏捷に取扱ひしが如き、

- 一、開墾工事に要する労働者の供給を充分ならしむる爲め、人口の増殖を圖れるが如き、
- 一、開墾事業成功後の五ヶ年を以て鋤下年限となし、其の間土地に關する租税を全然免除し、

二十年を目に至り始めて既耕地の租税を課せしが如き、

一、困難なる藩財政よりして毎年金百十五兩を支出し以て企業資金と爲し、主として歸農藩土即ち藩土にして開墾を行ひ以て農業に従事せんとするものに貸與せしが如き、
等種々なる施設方策を廻らし以て農耕地の擴張を圖れり。

七

フリードリッヒ大王も亦農業に重きを置きしはヴォルテアに與へたる書中に於て「農業は技術の第一にして若し之れ無からんか商人も帝王も詩人も又哲學者も無からん」『Ackerbau ist die erste der Künste, ohne die es keine Kaufleute, Könige, Poeten, Philosophen geben würde.』を稱せしを以ても之を知るに足る。當時普魯西の版圖は既述の如く現時獨逸國の一部にして其の面積僅に七千八百万里に過ぎず、恰も我が北海道と九州とを合せるものと相等し。氣候は寒冷にして農耕地の面積割合に狭きも、改良を加ふるときは以て農耕地と爲し得べきの土地決して少なからざりき。故を以て歴代の統治者は土地改良事業に向つて種々畫策する所あり、又之を實行せるものありき。フリードリッヒ大王位に即くや直に此事業に着目し、或は遺業を繼續し、或は新たに事業の計畫をなせり。即ち一七四〇年にはデュリン Dölin の排水、シュヴァイチ Swine の開墾を行ひ、ステチン Steuin 近傍の濕地を改良し、ハーフェル Havel の改良工事を行ひ、リーベンヴァ

ルド Liebenwald 及びオーデルベルヒ Oderberg 間の運河を開鑿する等種々の工事を試みたり。然りと雖も大王の土地改良中最も大規模なりしものゝ一はオーデル Oder 流域の改良なり。此の事業は父フリードリッヒ、ウキルヘルム一世が一七三六年に計畫を樹て、事業の遂行は『我が子フリードリッヒ』„Für meinen Sohn Friedrich“に譲りたるものにして、大王は一七四六年即ち第二シユレジエンの戦争の終を告げし後直ちに此の大事業に着手し、一七五三年之を成效せり。五十二萬ターレルの經費を投じて新たに二十一萬五千モルゲンの農耕地を穫たり。工事竣功後大王自から之を視察して曰く『朕は平和の手段に依りて一州を征服せり』云々。„Hier habe ich eine Provinz nie Friede erobert.“

其の後大王は引き續きてブリュグニッツ Briegnitz (一七四七年)、ステチン(一七四九年)ホーンプルヒ Hornburg、ハルブルスタット Halberstadt 及びオツシエルスレーメン Oschersleben (一七五四年)等に於ける改良工事を行ひ、七年戦争中は一時此の事業を中止せしが、戦後再び之に着手し、就中一七六六年に始め一七六八年に竣功せしヴァアルテ Warthe 流域の改良工事はオーデル川の夫れと相列んで有名なるものにして、三十五萬ターレルの經費を投じて約十二萬三千モルゲンの濕地を改良して以て農耕適地となせり。

一七七二年西普魯西州大王の手に歸するや、ヴァイクセル川 Weichsel をネッツ川 Netz を

連絡する一の運河を開鑿し、因て以てウアイクセル川とオーデル川間に於ける舟楫の便を開きしのみならず、流域内に於ける廣漠なる濕地を變じて農耕地となせり。此等の事業の外東普魯西、シエレジエン、ポムブールン、アルトマーク、クールマーク、東フリースラント等に於ける大王の爲せる改良工事は頗る多し。

大王は又開きを以て農耕地となし難き土質を有する土地には努めて植樹をなして之を利用せり、特に砂丘地に於て然りとす。一七七六年より一七八二年に至る間に於て御料地二萬モルゲンに松を植樹せり。

上來陳述せし如く大王自から進んで土地の改良事業を企て之を實行せし所以のものは、勿論之に依りて以て農耕地を穫得せんとするに在りたりと雖も、同時に又私人殊に貴族に之が模範を示して以て同種類の企業を促さんとするに在りたり。大王曰く『是れ貴族及び臣民をして改良事業の如何に經營せらるゝやを知らしめ、將來彼等自から之に着手せしめんが爲めなり』云。 Es müssen die vom Adel und die Untertanen sehen, wie das Meliora hiongschäft betrieben wird, damit sie kunftig selbst Hand anlegen. 故を以て有志の士にして改良事業を企つるものあれば、大王は喜んで或は資金を貸與し、或は官吏をして其の事業を補佐せしめたり。

大王は土地改良事業の爲めに幾何の経費を投入せしや明かならずと雖も、此の事業に密接なる

關係ありしフォン、ヘルツベルグ von Herzberg に依れば、七年戦争以後大全自から改良事業の爲めに支出せし金額は四千萬ターレル以上に及べりと、以て其の總額の莫大なるものありしを推測するを得可し。

今普大王の改良事業と鷹山公の夫れとを互に相對照するときは、一は小なりと雖も一の獨立國にして他は一小藩に過ぎざれば事業の規模の大小と經費の多少との差異あるは自然の勢なりと雖も、オーデル川及びツアルテ川流域の改良は以て黒井堰の開設に比すべく、ヴァイクセル及びチッツ間運河の開鑿は飯豊山の開鑿に酷似するにあらずや。鷹山公と云ひ普大王と云ひ共に一に土地改良事業に重きを置きて以て農耕地の擴張に努め、且自から率先して之を行ひ他をして之に倣はしめんと試み種々計策せるが如き、何ぞ其の動機及び手段の相酷似するの甚しきや。

八

鷹山公は土地の賣買に關しては今日より見れば一種の社會政策的色彩を帯びたる政策を行へり。當時列藩中には一般に土地の賣買を禁止せりと雖も、實際に於ては種々なる形式の下に廣く賣買行爲行はれ、絶對的に之を禁止するは殆んど不可能なりしが如し。而して又藩に依りては公然土地の賣買を許容せし所もありたり。例之烈公時代の水戸藩の如き即ち然りとす。鷹山公も亦烈公と同一方針に出でたり。然りと雖も土地賣買を自由に許し爲めに土地が兼併せられ、小

地主減少して大地主増加するが如き弊に陥ること勿からしむる爲め、土地を賣買せんと欲するものは總て皆藩廳の許可を必要とし、苟も土地の兼併せらるゝ恐あるものに對しては容易に之が許可を與へざりしも、大地主が土地を分割して他に讓與する場合には直に之を許可したりと云ふ。今日置賜三郡に於ては山形縣下の他の地方に比し大地主の割合少なき原因の一は、蓋し今を去ること百有餘年前に鷹山公の行ひし土地政策の結果の一端と見るを得可し。亦以て農業政策の及ぼす影響の永遠に亘るものあるを證して餘りあり。

鷹山公の土地分配政策に比すべきものはフリードリツヒ大王の農民地併呑 *Reuerlegen* に對する政策是なり。當時獨逸に於ては領主と農民間の關係は隸屬的にして農民に身體自由の權なく、職業の選擇に自由なく、居所移轉の自由なく、領主に對しては地代を納め一定或は不定の夫役を課せられ、土地使用上も種々なる制限を受て完全なる所有權を有せざりき。故を以て領主或は地主は自己の任意に依り農民に貸與せる土地を取り上げ以て自己の農場に併合し、爲めに農民殊に中小農民の減退を來せることあり。大王深く之を憂ひ父の遺志を續ぎ布告を發して以て農民の併呑を禁止せり。最初はシユレジュン州に於ける御料地及び貴族地にのみ限られしが、後ち廣く之を全王國に及ぼし、若し禁を犯すものあるときは百デユカート(約五百圓)の罰金を課し、自己の計算に依り従前の農民に取り上げたる土地を悉く返還せしめたり。此等は鷹山公の採りし政策と

は其の方法を異にすと雖も、等しく土地の兼併を矯正して以て農民保護の目的を達せんとするものなり。

普大王は土地の分配上大中小地主等種々なる階級の存在を必要とし、オーデル川流域の改良工事成り、千二百の家族を四十三の移住地に分割して移住せしむるや、農耕地を九十、六十、四十五、二十及び十モルゲン宛の區劃に分ちて給與し、以て各種農民を増殖し且つ大農業者をして自由により農業労働者を雇ひ入れ得るの途を開けり。

普大王は此等の施設の外尙土地政策として共有地の分割及び之に相伴つて今日の所謂耕地整理事業を遂行せりと雖も、鷹山公の政策中には之に類似せるものなし。

九

鷹山公及びフリードリッヒ大王が生産の第二要素たる勞力に對して行ひし政策は如何なりしか當時米澤藩の人口に關して調査せしものに依るに寶曆五年即ち鷹山公五歳のときには其の數十萬六千三百五十人なりしが、同年の大凶作の結果として翌年には十萬二千六百二十八人となり、一ヶ年間に三千七百三十人を減少し、一方里に對する密度も八百人なりき。是現今山形縣の一方里人口千五百八十四人に比し約半ばなり。

鷹山公時代の米澤藩に比すれば普大王即位時代に於ける普魯西の人口は比較的尙一層寡少にし

て、邦土七千九百方里の面積に對し僅に二百五十萬人にして一方里に付平均三百十六人餘に過ぎざりき。鷹山公と云ひ普大王と謂ひ、共に版圖内の土地を開拓し或は一層集約に土地を利用せんが爲め益々多くの勞力を必要とし、人口の増殖を圖るを以て最大急務とせり。普大王曰く『一國の勢力は邦土の廣狹に據らざして住民の富と數とに依る』又『Die macht eines Staates besteht nicht in der Ausdehnung des Landes, sondern in dem Reichtum und der Zahl der Bewohner』又曰く『住民の數が國家の富を形成すとは確實なる原則なり』、Es ist ein axiome certain, dass die Zahl der Bewohner den Reichtum der Staaten ausmacht.』と以て其の意のある所を知るに足る。

元來人口の増殖を圖るには種々なる方法ありと雖も、其の主なるものを二とす。人口の自然的増加及び來住是なり。人口の自然的増加とは一國內に於ける人口の生産が死亡より多き場合に生ずるものにして、來住とは領土以外よりして人口の國內に來り住するもの他に往住するものより多き場合に人口の増加を來すものなり。鷹山公と普大王とは共に人口の増加に努力せしが、其の採れる政策より觀察するときは鷹山公は人口の自然的増加に重を置き、普大王は主として來住策を採れるが如し。今先づ鷹山公の人口政策を述べて後者大王の移住政策に及ばん。

人口の自然的増加を圖らんとせば、一方には出來得るだけ出生の増加を圖ると共に他方には死亡の減少に努力せざる可らず。鷹山公の出生の増加策として、先づ第一に藩民の結婚を奨励せし

は當然なり。公は男子十七歳より二十歳、女子十四歳より十七歳にして猶未だ結婚せざるものあるときは、成る可く結婚をなす可く村役人等をして種々斡旋せしめ、又家貧しきが爲め、若くは家族の數多きが爲めに結婚を爲し得ざるものあるときは或は墾地を貸與し或は未墾地を貸與して之を開墾せしめ、又結婚をなす一の儀式たる結納を爲すこと能はざるが爲めに結婚し難きものあれば、藩は特に之に要する金錢を貸與し後日年賦を以て之を償還せしむる等、種々なる手段を講じて以て結婚を奨勵し、以て出産の數を増加せしめんと努めたり。

結婚は人口増殖の根本なりと雖も單に結婚のみして奨勵して出生を保護することなきは、爲めに一家の經濟は困難に陥り遂には墮胎其の他の弊害を生じ政策の目的を達すること能はざるものなれば、鷹山公は十五歳以下の子女五人以上に及ぶものは、末子が五歳に達するまでは特に一人扶持を藩より給し、假令此等の子女の内養子若くは死亡に依りて其の數を減少することあるも其の扶持を減せず、只末子死亡するとき其の翌年より扶持の給與を止め、又一般に双兒を産するを非常に恥ぢ、動もすれば陰殺等の罪惡を犯すものありしかば、公は特に之に對して種々なる贈物をなして之を祝したり。

斯くの如く鷹山公は力を盡して出生の増加を圖りしと共に更に進んで死亡減少の策を講せり。人口の死亡には二種の原因あり。一は自然的にして他は人爲的なり。自然的死亡の減少を圖るに

は人口の健康状態を保持し、或は之を増進せしむるに在り。之が爲めには醫術の進歩と衛生の普及とを期せざる可らず。鷹山公は當時一般に行はれし漢方醫よりは蘭醫の遙に優れるを認め、米澤の城下に新たに好生堂なる醫學校を設け、蘭醫學を教へて以て醫師を養成し、或は江戸長崎等に藩の留學生を派遣して醫學を研究せしめ、或は醫學に長せるものを江戸より招聘して以て醫術の進歩改良を圖りたるは實に遠見と謂はざる可らず。

人爲的死亡の原因として當時我が國に於ては生計の困難等の爲め墮胎陰殺等の弊風熾んに行はれ、就中東北地方最も甚しく佐藤信淵の著書等に依れば此等の地方に於て一ヶ年間に六七萬もの闇から闇へ葬られつゝありしと云へり。此の數字の根據は明かならずと雖も實に驚く可き弊風なりき。米澤藩に於ても亦此の惡風廣く行はれしを以て、鷹山公は之を矯正するにあらざれば人口の増殖得て望む可らずとし、屢々訓令を發して斯る行爲の不義不正にして人道に背ける所以を訓戒し、以て藩民の思想の改善を圖り、若し武士にして此の禁を犯すものあるときは閉門に處し、農工商には懲役を課し且五人組をも處罰せり。而して陰殺の如き惡弊も畢竟生計困難なるより生ずるもの多きを以て、特に生育金六千餘兩を積立て、其の利子よりして裸衣をも有せざる貧困者には金一兩づゝを給與せり。

斯くの如く鷹山公は種々なる手段方法を講じて出生の増加と死亡の減少とに依り以て人口の自

然的增加を圖りたり。此等の人口増加策と相並んで鷹山公は人口移住策をも講じ、最初は越後、福島及び最上の三地方よりの來住を奨勵し、後ち之を廣く國內全般に及ぼし、若し家族を携帯して來住し農業を經營するものあるときは、食料として粃五匁の外家作料五貫文及び木材二十本を給與し、或る年限の間土地に關する租稅免除の特點を與へたり。移住政策に依りて米澤は果して幾何の人口を事實上増加し得たりしや、資料を缺ぐを以て明知し難しと雖も、當時列藩何れも皆な藩内人口の減少するを避けんと努め、鷹山公の如きも縁組其の他の理由を以て他藩に出づることを嚴禁せるが如き有様なりしかば、移住政策の效果は餘り大ならざりしや想像するに難からず。

鷹山公は特に藩内に於ける農業勞働を増加せしむる爲め、積極的政策としては藩士の歸農を奨勵し、長男は親の後繼者たらざる可からざるも次男三男伯父甥等の如き傍系者を勧誘し、成る可く田園に移りて農業を經營せしめんとし田畑家作料を給與し、食料を貸與し、且つ一定の年限の間租稅を半免若くは全免する等一般移住者に比すれば一層手厚く之を保護し、平時は農村に於て農業に従事するも、若し一朝事ある際には本家の一員として戰場に出づるの義務を負はしめ、常に農事の傍武道を練磨せしめたり。恰も北海道に行はれたる屯田兵の如き主義に則れり。更に消極的政策としては農民が商工業の利益の多大なるを見て之に轉業し、或は農民が商人に入夫入縁す

ることも嚴禁し以て農民の數の減少することを防止せんとせり。

一〇

上來陳述せる所は鷹山公の採りし人口政策なり。其の手段方法は種々なりしと雖も公の最も重きを置きしは人口の自然的増加政策なりき。是れ蓋し時勢と境遇の然らしめし所なり。自然的増加策は確實なりと雖も、其の効果の顯はるゝには多くの歳月を要す。フリードリッヒ大王時代の普魯西は既に述べし如く、十六世紀以來相續きたる戦争と惡疫流行の結果として人口の數は大に減少し、加ふるに四圍の境遇は自然的増加策の如き永久的方法にのみ依る能はず、出來得る丈け迅速に且多數に人口を増加するの必要切なるものありしかば、普大王は鷹山公と其の目的を等ぶせりと雖も、其の採れる政策は主として移住政策に依り國の内外を問はず多數の移民を招徠せり。

普魯西に於ける移住政策は既に大王の父フリードリッヒ、ウキルヘルム一世の時代より實行せるものにして、王は一七二二年―一七二七年の六ヶ年間に六百萬ターレルの經費を之が爲めに支出し、一七三二年―一七三六年の四ヶ年間は十の都會と三百三十二の村落とを新たに設けたる等移住の爲めに大に盡す所ありたり。大王の移住政策も父の遺業を襲踏せるものにして、移住者に對しては旅費を支給し、彼等の携帯する貨物に對しては總て關稅を免除し、目的地に到着して家屋を建築するや、或は無代にて建築材料を交付し或は建築物を給與し或は現金を以て建築費を

補助し、移住後短きも二箇年間長きは十五箇年間國稅及び地方稅を免除し、加ふるに移住後三代は兵役免除の特典を與へたるが如き戰亂頻りに起りし當時に於ては大に移住の動機となれり。農業者には尙此の外に農業經營に必要な家畜、種苗或は農具を無代に給與し、或は事業に要する資金を前貸する等頗る保護政策を實施し、國の内外を問はず、宗教の何たるを論せず、廣く移民を招徠したりしかば獨り獨逸國內よりのみならず、遠く英、佛、伊、奧、波、露、丁、希等よりも來住せり。而して此等の移民は主として御料地内に居住せしめしが、尙大王は貴族、都市、寺院等にも勧誘して大王の例に倣はしめんと努めたりしも餘り多く成功せざりき。大王は最初は其の種類及び性質の如何を論せず、成る可く多數の移民を獲るを以て目的となせしが、移住事業に經驗を重ねるに従ひ、王國より農業の進歩せる地方に於て斯業に經驗あるものに重を置き、且煙草、葎草、果樹の栽培、飼牛及び酪農等特殊の農業の發展を促すが爲め、特に之に經驗あるものを招徠せり。又廢兵には特に土地を給與し農業に従事せしめたり。大王以前には商工業者の移住多數なりしが、大王の時代となりては農業者移民の大半を占めたり。

大王の移住政策は大に其の効を奏し、王の在世四十六年間に多數の小地積の移住地を除き約九百の村落新たに起り、此の期間に移住せしもの或は三十萬人と云ひ或は五十萬人に上れりと云ふ。而して大王が之が爲めに投下せし經費は二千萬ターレル(スターゲルマンの説)乃至二千五百萬タ

ーレル(シユモラーの説)の多きに達せるは當時の財政状態に比し重き負擔たりしなり。曩きに鷹山公の土地政策が今日猶舊米澤藩地方の土地分配に影響を及ぼしつゝありと述べたるが、普大王及び其の以前に行はれし所謂内國植民に就きてシユモラー教授は述べて曰く「普魯西東部諸州の土地分配は今日に至るまで内國植民の影響を被むるや頗る大なり。若し此の植民事業行はれざりしならば中小農は遙かに少數にして、之に代るに所有地無き労働者のみ大に増加せしならん。内國植民は封建時代の自然の結果たる過大地主の發生を妨げ、能く其の弊害を矯正せし効や決して少なからずと謂つ可し」と鷹山公と普大王とは主として採れる人口政策が互に異なりしは蓋し境遇の然らしめし所なりと雖も、共に領土内の人口の數を増加し以て産業の發展を促がし經濟的實力の充實を圖らんと努めたるや即ち一なり。

一一

次に農業經營に必要な第三の要素たる資本に對する鷹山公及びフリードリツヒ大王の爲せる施設を見ん。現今我が國の農業は勞力的農業にして、勞力に集約なるは世界中他に比すべきもの少なしと雖も資本に於ては極めて粗放なり。今を去ること百數十年前の鷹山公時代に於ける米澤藩の農業が今日より尙一層勞力的農業にして資本に粗放なりしや明かなり。加ふるに當時の農業は自給自足主義の下に行はれたり。然りと雖も猶農民間に金錢の貸借行はれ、一般に高利にして

短期信用なりき。鷹山公は能く其の弊の在る所を察し、農民に適切なる金融の途を開くの必要を痛切に感せしと雖も、如何せん既に屢陳述せし如く困憊せる當時の藩の財政は到底斯る資金の融通を開くの餘地なかりき。是に於て乎公は最初金貳千兩を年八分の利附にて四ヶ年々賦償還の契約の下に借り入れ、之を勸農金と稱し、農民に月利七厘にて貸付け、等しく四ヶ年々賦にて返済せしめたり。後更に貳千五百兩を年利四分十八年賦にて借り受け、從來の貸借と同一の條項の下に之を農民に貸與せり。年七分の利率は今日の農業金融上より見ても尙低利なり、況んや當時農民間に行はれし一般貸借利率に比するに於ておや。殊に一時的短期の返済にあらず、稍長期の償還法を採りしは能く農業金融の性質に適へりと言はざる可らず。

藩は此の貸借に依り十八ヶ年間に借入金を全部返済し盡し豫期の如く尙餘金貳千五百兩を得たるを以て之を勸農資金と稱し農民に融通せり。然りと雖も尙充分に農民の要求に應ずること能はざりしを以て他より資本を借り入れ以て其の用に充てたり。鷹山公は現金の外備荒の爲めに貯蓄せし米穀粃をも農民に貸與せり。

フリードリッヒ大王時代の農業金融制度も亦頗る不完全にして未だ公共的營造物の設立なく、只個人的信用のみ行はれ而かも非常に高利にして且通知的なり。當時は自然經濟より漸次進んで貨幣經濟に入らんとする時代にして、加ふるに多年經續せし戰爭の結果として農民殊に大地主た

る貴族は多額の債務を負ふて經濟上頗る困難なる境遇に在りき。普大王之が救濟の必要を認め低利にして不通知的なる信用を興ふる公共的金融機關の設立の必要を感じつゝありし折から、柏林の商人ビュローリング *Büroling* の進言を容れて、シュレジエン地方の大地主をして組合的組織の金融機關を設立せしめ、低利にして長期に亘り且年賦償還法に依る資金貸附を實行せしめ、大王は三百萬ターレルの補助金を交附せり。斯くして農業金融史上に有名なるシュレジエン土地金融協會の設立を見るに至れり。是現今文明諸國に行はるゝ不動産金融機關の嚆矢とも稱すべきものにして、貴族は之に依りて低利にして且長期に亘れる不通知的信用を得て經濟上の困難より脱するを得たり。恰も鷹山公の勸農金及び勸農資金制度と其の趣を等うす。(次號完結)